

長野県女性リーダーマッチング支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内企業等における意思決定層（役員等）への女性登用を促進し、多様性のある経営・職場環境づくりを実現するため、県が設置する女性リーダーマッチングベース（第2条第1項第1号）を利用して新たに女性役員を登用した県内企業等に対し、その活動等に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 女性リーダーマッチングベース

県内企業等における女性リーダー登用ニーズの掘り起こし及び女性役員候補者との成約につなげる支援等を行うため、長野県が設置（委託による場合を含む）する拠点をいう。

(2) 役員

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役）

イ 職務内容及び責任の程度が会社法上の役員に相当する者（職務の内容及び責任の程度が会社法上の役員に相当すると判断されれば、呼称は問わない）

(3) 有料職業紹介事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けて有料職業紹介事業を行う者をいう。

(4) 常時雇用する労働者

期間を定めずに雇用されている者、又は過去1年以上継続して雇用されている者若しくは雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者をいう。

(5) 移動費

女性役員候補者が、面接等のため、その在住地から対象となる県内企業等の所在場所等を実際に訪れる場合の交通費及び宿泊費であって、補助金の交付の対象となる者が負担した額をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、第6条に規定する交付申請日時点において、次の各号の全てを満たす事業者とする。

(1) 長野県内に本社又は主たる事務所（登記簿上の本店等）を有する法人であること。

(2) 常時雇用する労働者数が50人以上2,000人以下であること。

(3) 女性リーダーマッチングベースを利用し女性役員候補者とのマッチング支援を受け、新たに女性役員を登用したこと。

(4) 女性リーダーマッチングベースの利用開始時点において、事業者の女性役員数が0名、又は役員に占める女性の割合が30%を下回っていること。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働

- 局長へ届け出ていること。
- (6) 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」、又は自社ホームページにおいて、「役員に占める女性の割合」、「管理職に占める女性労働者の割合」及び「男女の賃金の差異」を公表していること。
 - (7) 長野県が提供する人材活躍診断ツールにより診断を行っていること。
 - (8) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他の公的団体等から本補助金と趣旨を同じくする他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (9) 国又は地方公共団体により設立された法人ではないこと。
 - (10) 国又は地方公共団体が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を保有していないこと。
 - (11) 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていないこと。
 - (12) 日本標準産業分類の大分類「公務」に属する事業を行う者でないこと。
 - (13) 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っている場合又は公序良俗に反する場合のいずれにも当てはまらないこと。
 - (14) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (15) 事業者及び役員等が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - (16) 役員等が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員と関わりがないこと。
 - (17) 長野県税に未納の徴収金がないこと。
 - (18) 雇用保険の適用事業所であること。
 - (19) 事業者としての活動実態があること。
 - (20) 申請日前3年以内に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていないこと。
 - (21) 申請日時点において、厚生労働省または都道府県労働局等の公的機関により、労働関係法違反等を理由として企業等名の公表をされていないこと。
 - (22) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（1事業者1回限りの申請とする。）。
- 2 前項各号に規定する要件を満たす場合であっても、知事が適当でない判断した場合は補助金の交付対象外とする。

（対象となる役員の要件）

第4条 補助対象事業者が新たに登用する女性役員は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 本要綱の施行日以降に女性役員として適法に選任され就任していること。
- (2) 前号による当該役員就任について、当該補助対象事業者の法人登記において、関係法令に基づく役員就任（変更）登記が完了していること。
ただし、法令上当該役職が登記事項とされていない法人等においては、所轄庁への届出や法人の意思決定機関の議事録、当該女性役員の就任承諾書等（いずれも原本証明があるものに限る。）により、適法に選任及び就任したことが客観的に確認できること。
- (3) 補助対象事業者の事業主（代表者）又は役員のうち3親等以内の親族に該当しないこと。
- (4) 適正な役員報酬（役員賞与を設定する場合、その算定方法等を含む。）が設定されていること（無報酬ではないこと）。

（補助対象経費及び補助金額等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に規定する移動費に係る交通費の基準額は、別表第2のとおりとする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないものとする。
- 4 補助対象経費は、次条の規定による交付申請を行う日までに、補助対象事業者が支払いを完了したものに限り、

(交付申請及び実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象となる事業（対象経費の全ての支払等を含む。）が完了した後、当該完了の日から起算して60日以内又は当該完了の日が属する年度の2月末日（その日が長野県の閉庁日に当たるときは、その翌閉庁日）のいずれか早い日までに、女性リーダーマッチング支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書であって、新たに登用した女性役員の就任者氏名、就任日等が確認できるもの）全頁の写し
- (3) 申請者の概要を記した資料（会社案内など申請者の事業活動の内容が分かるもの）
- (4) 常時雇用する労働者の人数が確認できる書類（直近年度における全事業所分の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）。ただし、同書類に記載の「常時使用労働者数」が申請日時点の人数と30人以上乖離する場合は、別途、従業員リスト（様式任意）を作成し提出する。）
- (5) 役員報酬額（役員賞与を設定する場合、その算定方法等を含む。）が確認できる書類（委任契約書や取締役会議事録等の写し）
- (6) 紹介手数料の契約及び支払が確認できる次に掲げる書類
 - ア 申請者と有料職業紹介事業者との間で締結した女性役員紹介に係る契約書（申請者に対し紹介手数料の支払を求める内容の記載があるものに限る。）の写し
 - イ 申請者が当該紹介手数料を有料職業紹介事業者に支払ったことが確認できる書類（紹介手数料の領収書又は金融機関による領収済印等がある振込明細書等）の写し
- (7) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印等のあるもの）
- (8) 長野県が提供する人材活躍診断ツールの診断結果（サイトから印刷したもの）
- (9) 申請日前3か月以内に発行された長野県税の納税証明書
- (10) 申請者名義の補助金振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き頁）
- (11) 移動費を補助対象経費として申請する場合は、次に掲げる書類
 - ア 面接等の概要（面接実施日時、実施会場住所、申請者の面談者の職氏名等の記載があるもの）及び候補者の所在地が確認できる書類
 - イ 宿泊費を申請する場合は領収書等の写し（候補者たる宿泊者の氏名、利用日等の記載があるもの）
 - ウ 申請者から候補者へ当該移動費を支給したことが確認できる書類（金融機関による振込明細書（金融機関による領収済印等があるもの）等）
- (12) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請及び実績報告がなされたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知す

るものとする。

また、交付決定にあたり、必要があると認めるときは、申請者に対し交付申請に関する事項について必要な調査を行うことができる。

(申請の取下げ等)

第8条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、遅滞なく、女性リーダーマッチング支援補助金交付申請取下届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第9条 第7条の規定による額の確定通知を受けた者は、速やかに女性リーダーマッチング支援補助金精算払請求書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、第7条の規定による確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第10条 知事は、第9条に基づき補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その返還を求めることができる。

- (1) 第8条により交付申請を取り下げたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 法令又は条例に違反したとき。
- (4) 申請日以降に本要綱に定める交付の条件等に適合しなくなったとき。
- (5) 申請内容に虚偽があったとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (7) その他、知事が交付決定を取り消すことが適当と判断したとき。

(帳簿等書類の整備及び保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る補助金の経理を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助金の交付決定のあった日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>(1) 紹介手数料 県の委託を受けて女性リーダーマッチングベースを運営する有料職業紹介事業者、又は同ベースを通じて取次ぎを受けた有料職業紹介事業者に対して支払う紹介手数料</p> <p>(2) 移動費 女性役員候補者が面接等のためその居住地から対象となる県内企業等を実際に訪れる場合に、当該企業等が負担する交通費及び宿泊費。</p> <p>ア 交通費：候補者の居住地及び県内事業所等の所在地に応じて、別表第2に定める「基準額」（※申請者が候補者に実際に支給した交通費の額がこれを下回る場合は、当該支給額）</p> <p>イ 宿泊費：実費（ただし、1泊あたり13,000円（税抜）を上限とし、最大2泊分まで。また、申請者が候補者に実際に支給した宿泊費が実費（上限額を上回る場合は上限額）を下回る場合は、当該支給額）</p>	補助対象経費の合計額の2分の1以内 （千円未満切り捨て）	1事業者あたり50万円

別表第2（第5条第2項関係）

【長野県以外都道府県在住者に適用】

在住地域	都道府県名	基準額
北海道	北海道	100,000円
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	40,000円
首都圏・東海・北陸	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県	20,000円
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	30,000円
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	50,000円
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	110,000円

【長野県在住者に適用】

事業所等所在地\在住地域	北信	東信	中信	南信
北信	4,000円	6,000円	7,000円	9,000円
東信	6,000円	4,000円	7,000円	8,000円
中信	7,000円	7,000円	4,000円	6,000円
南信	9,000円	8,000円	6,000円	4,000円

地域区分の定義

北信：埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市

東信：南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上田市、小諸市、佐久市、東御市

中信：諏訪郡、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、
塩尻市、安曇野市

南信：上伊那郡、下伊那郡、飯田市、伊那市、駒ヶ根市